

西宮市国民健康保険料の滞納世帯に対する措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯について、国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則並びに西宮市国民健康保険条例に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 政令 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
- (3) 省令 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
- (4) 条例 西宮市国民健康保険条例（昭和37年西宮市条例第15号）
- (5) 被保険者証 省令第6条第1項に規定する被保険者証
- (6) 資格証明書 省令第6条第2項に規定する被保険者資格証明書

（法第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情）

第3条 法第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情（以下「特別の事情」という。）は、次の各号に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 政令第1条第1号の規定により、世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったことで、罹災証明や被害証明等の証明書のあるもの。
- (2) 政令第1条第2号の規定により、世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことで、診断書等の証明書のあるもの。
- (3) 政令第1条第3号の規定により、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したことで、廃業届や雇用保険受給資格者証等の証明書のあるもの。
- (4) 政令第1条第4号の規定により、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたことで、それを証明できる証明書のあるもの。
- (5) 政令第1条第5号の規定により、前各号に類する事由があったことで、それを証明できる証明書のあるもの。

（納付相談・分割による保険料及び延滞金の自主納付）

第4条 市長は、条例第22条の規定による保険料の徴収猶予のほか、世帯主から分割による保険料及び延滞金の自主納付（以下「分納」という。）の申出があった場合は、納付相談を実施し、世帯主の実態把握をした結果、納付困難な事情が認められる場合に限り、分納の申出を受けることができる。

- 2 分納の期間は、6月以内の期間とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 分納を希望する世帯主は、国民健康保険料納付誓約書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、分納の期間中であっても、納付困難な事情に反する事実が判明したときは、これを取消し、当該取消しを受けた世帯主は、滞納保険料及び延滞金を一時に支払わなければならない。

(被保険者証の更新・交付)

第5条 市長は、西宮市国民健康保険料の滞納世帯に対する被保険者証更新に関する基準により、保険料を滞納している世帯主に対して、文書等により通知を行い、納付相談のうえ被保険者証の更新及び交付を行うものとする。

2 市長は、納付相談に応じず、又は全く保険料を納付しない世帯主については、被保険者証の更新及び交付を留保することができる。

(被保険者証の返還)

第6条 市長は、法第9条第3項の規定により、保険料を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に被保険者証の返還を求めるものとする。

2 市長は、法第9条第4項の規定により、前項に規定する期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し、特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求めることができる。

(原爆一般疾病医療費の支給等の届出)

第7条 世帯主は、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、必要書類を添えて届出を行うものとする。

2 市長は、原爆一般疾病医療費の支給等を公簿等によって確認することができるときは、前項の届出を省略させることができる。

(省令第27条の14の2第2項に規定する限度額適用認定における保険者が適当と認める場合)

第8条 省令第27条の14の2第2項に規定する保険者が適当と認める場合とは、同条第1項の認定の申請をする世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保険料の滞納が、現年度（4、5月は前年度）のみの場合。
- (2) 前年度（4、5月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であっても、認定の申請月及びその翌月を分納期間に含む保険料の分納誓約をしている場合。
- (3) 前年度（4、5月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であっても、市長が直近にその滞納が解消される等判断した場合。
- (4) 入院等やむを得ない理由により、前年度（4、5月は前々年度）以前の保険料の滞納に係る分納誓約をすることが困難な場合であっても、認定の申請時に滞納保険料の全額を納付した場合。
- (5) 入院等やむを得ない理由により、前年度（4、5月は前々年度）以前の保険料の滞納に係る分納誓約をすることが困難な場合であって、認定の申請時に滞納保険料の一部を納付した場合。
- (6) 前年度（4、5月は前々年度）以前の保険料を滞納している場合であって、入院等やむを得ない理由により分納誓約をすることができないと市長が判断した場合。

2 前項第5号及び第6号により限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する場合は、有効期限を定めた証を交付するものとする。

(特別の事情の届出)

第9条 世帯主は、特別の事情に該当する場合には、直ちに、必要書類を添えて届出を行うものとする。

2 世帯主は、新たに特別の事情が発生した場合には、直ちに、必要書類を添えて届出を行うものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の規定による届出がない場合には、特別の事情がなかったものとみなすことができる。

(特別の事情の審査)

第10条 市長は、世帯主から特別の事情についての届出があった場合には、審査し、その可否について文書により通知を行うものとする。

2 市長は、届出について不備がある場合には、世帯主に再提出を求めるものとする。

(弁明書の届出)

第11条 市長は、第6条の規定により被保険者証の返還を求める場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条及び第29条から第31条までの定めにより、期限を定めて世帯主に弁明の機会を付与する通知を行うものとする。

2 前項の規定による弁明は、書面による弁明書の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、世帯主は口頭での弁明を行うことができるが、その場合には、市長は弁明要旨を記録するとともに必要書類の提出を求めるものとする。

3 市長は、弁明の機会を付与したが、期限内に弁明がなかった場合には、弁明がなかったものとみなすことができる。

(弁明代理人の届出)

第12条 世帯主は、代理人の選任（解任）届を提出し、弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任することができる。

(弁明書の審査)

第13条 市長は、世帯主から弁明書の提出があった場合には、審査し、その可否について文書により通知を行うものとする。

(被保険者証の返還命令)

第14条 市長は、第6条の規定により世帯主に対し被保険者証の返還を求める場合には、返還命令書により、当該世帯主に対しその世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）に係る被保険者証の返還を求める通知を行うものとする。

2 市長は、特別の事情があったと認めた場合でも、その後、特別の事情がないことが明らかになった場合、又は届出において偽り、不正があった場合には、返還命令書により、世帯主に被保険者証の返還を求める通知を行うものとする。

3 市長は、省令第5条の7第2項の規定により、被保険者証の返還を求められている世帯主に係る被保険者証が、更新を受けず無効となったときは、当該世帯に属するすべての被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）に係る被保険者証が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項及び第2項に規定する世帯主が居所不明である場合、保管している被保険者証は、当該世帯主から返還があったものとみなすことができる。

(資格証明書の交付)

第15条 市長は、前条の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、法第9条第6項の規定により、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。））を交付する。

2 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、第9条に基づく届出により特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を交付する。

3 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主より第7条に基づく届出があり、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

(保険給付の差し止め)

第16条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、世帯主に特別の事情があると認められる場合を除き、納期限から1年6箇月以上滞納した場合には、保険給付の全部又は一部の支払いを差し止めるものとする。

2 市長は、法第63条の2第2項の規定により、前項で定める期間が経過しない場合においても、世帯主に特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払いを差し止めることができる。

3 市長は、保険給付を差し止める場合には、世帯主に文書により通知するものとする。

(一時差し止めた保険給付額からの控除)

第17条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、既に保険給付の全部又は一部の支払いの一時差し止めがなされているにもかかわらず、なお滞納保険料を納付しない場合には、あらかじめ、世帯主に通知して、一時差し止めた保険給付の額から滞納保険料額を控除することができる。

2 市長は、前項の通知後に納付相談、納付指導に応じ、一部滞納保険料を納付した場合には、一時差し止めた保険給付の額から滞納保険料額への控除を一時猶予することができる。

(公示送達)

第18条 市長は、郵送による文書到達ができない場合には、所要の調査を行い、なお居所不明の場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達を行う。

2 市長は、督促状等で既に公示送達を行っている場合には、前項に規定する調査を省略することができる。

3 市長は、公示送達後も所在判明に努めるが、なお、居所不明の場合には、住民登録票消除の

準備を進めるものとする。

(滞納処分)

第19条 市長は、保険料を滞納する世帯主に対して、収入や財産等の調査を行い、滞納処分の準備を進めるものとする。

2 市長は、前項に規定する調査によって、明らかに支払い能力があると認められる場合には、滞納処分の予告を通知し、自主納付を促すものとする。

3 市長は、滞納処分の予告を通知しても、自主納付をしない場合には、早期に滞納処分を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項は、別途市長が定める。

付 則 (平成27年5月1日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

2 西宮市国民健康保険の保険料滞納者に対する措置に関する要綱(平成14年12月1日制定)は、廃止する。

付 則 (平成28年8月1日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年12月1日)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。